第3次男女共同参画基本計画

平成 22 年 12 月 17 日

男女共同参画基本計画の変更について

平成22年12月17日 閣 議 決 定

政府は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号) 第13条第1項の規定に基づき、男女共同参画基本計画の全部を 別紙のとおり変更する。

男女共同参画基本計画

目 次

第1部基本	≤的な方針	1
第2部 施第	策の基本的方向と具体的施策	5
第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	5
第2分野	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	i 15
第3分野	男性、子どもにとっての男女共同参画	21
第4分野	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	31
第5分野	男女の仕事と生活の調和	41
第6分野	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	48
第7分野	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	52
第8分野	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	59
第9分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶	
第10分野	生涯を通じた女性の健康支援	83
第11分野	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
第12分野	科学技術・学術分野における男女共同参画	
第13分野	メディアにおける男女共同参画の推進	102
第14分野	地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進	106
第15分野	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	
第3部 推過	生体制	116

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<基本的考え方>

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

特に、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、こうした課題に対しては、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められる。 また、子ども、高齢者、障害者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、これらの被害者の支援に当たっては様々な困難を伴うものであることにも十分配慮し、 暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠となっている。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等根絶のため の基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を 総合的に推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、 おどす」を暴力として認識する人の割合	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成21年)	100% (平成 27 年)
配偶者暴力防止法の認知度	76.1% (平成 21 年)	100% (平成 27 年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	29% (平成 21 年)	67% (平成 27 年)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21 か所 (平成 22 年)	100か所 (平成 27年)
性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示し て相談を行っている男女共同参画センター	22 都道府県 (平成 22 年)	各都道府県に 最低 1 か所 (平成 27 年)

女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

施策の基本的方向

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を 重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。このため、暴 力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、官民連携の促 進等により被害者の心身の回復等効果的な被害者支援を進める。

ア 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成

・女性に対する暴力の予防と根絶に向けで、「女性に対する暴力をなくす運動」を定着 させ、国際的な動向も踏まえつつ、国民運動として一層推進するほか、「男女共同参 画週間」、「人権週間」等をも通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。 これらの取組に当たっては、官民が連携した広報啓発を実施する。

具体的施策

- ・加害を予防する観点からは、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、 若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。また、暴力によらない問 題解決の方法が身に付くよう、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充
- ・卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進するとともに、公共の場における女性 をあからさまに性的な対象とする広告等に対する規制を含めた実効的な対策につい て、表現の自由を十分尊重した上で検討する。

イ 相談しやすい体制等の整備

(1)相談・カウンセリング対策等の充実

- 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓 口相談についてサービス向上を促進するため、民間団体等も活用した夜間・休祭日を 含む開設時間の拡大、各関係機関の相談窓口の電話番号の全国統一化や、24 時間ホ ットラインの整備などの方策を検討する。また、警察においては、女性警察職員が相 談や被害の届出を受理する女性相談交番等の相談窓口の整備を図る。検察庁において は、「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報の提供、被害者支 援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。
- ・日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実 施する。
- ・中・長期にわたる相談、カウンセリング・自助グループでの取組等を通じ被害者に対 するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団 体等と連携しつつ、そのケアに努めていく。
- ・男性被害者に対する必要な配慮が図られるよう、相談体制の充実を推進する。

②研修·人材確保

・職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入 国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置か れた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修に努め ていく。

内閣府、法務 省、関係府省

担当府省

内閣府、法務 省、文部科学 省、関係府省

内閣府、警察庁

内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省

法務省

内閣府、警察 **庁、厚生労働省**

内閣府

内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省

・ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係 者に対する研修の充実を図る。

内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省

・女性に対する暴力に関する理解を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、 司法関係者に対する研修等の充実について協力を依頼する。また、引き続き女性に対 する暴力事案に従事する女性警察官等の配置の拡大を図る。

警察庁、法務省

・各法科大学院において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害 者に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の育成に努める よう促す。

文部科学省

③厳正かつ適切な対処の推進

・警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえ、検挙その他 の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、 他機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するなどの措置を講じる。

法務省

・人権擁護機関においては、人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、 女性に対する人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のために事案に 応じた適切な処置を講じる。

④関係機関の連携の促進

・男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課 長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を 深め、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、 国の法制度や関係施策について関係者の理解の促進に努める。

内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省、関係 府省

警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の「女性被害者対策分科 会」等の場において、被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携 を進める。

また、人権擁護機関においても、関係機関との連携・協力を強化する。

さらに、行政だけでなく、民間団体や地域住民等幅広い関係者との連携や地域を挙 げての取組が期待されるところであり、特に、女性に対する暴力に関する被害者の支 援を行っている民間シェルター等に対する連携、支援に努める。

・女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともに、その 周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、 その趣旨や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点 があれば、新たな対応を検討する。

内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省、関係 府省

ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援

- ・被害者支援等を行う民間団体の実態把握と活動基盤の強化を図る。また、官民双方向 の支援・連携の仕組みを構築する。
- ・被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業 等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を 通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。
- ・被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を検討す る。

内閣府、関係府 内閣府、警察 庁、厚生労働 省、関係府省 内閣府

エ、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

①安全・安心まちづくりの推進

・公共施設や共同住宅等の住居における女性・子どもを対象とした犯罪が依然として多 発していることから、地方公共団体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮 した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭 いにくいまちづくりを一層推進する。

警察庁、関係府

②防犯対策の強化

・女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、引き続き、交番・駐在所を 拠点としたパトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治体等と連携し つつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全 情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、 女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者 の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。

警察庁

・女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配 | 警察庁 慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開する。

③加害者に対する再犯防止対策の推進

・再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者に対し、引き続き、矯正処遇、社 会内処遇の充実・強化を図る。

法務省

オ 女性に対する暴力に関する調査研究等

・女性に対する暴力について的確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、被害 等の実態を把握することを目的とした調査を、今後も定期的・継続的に実施するとと もに、女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討する。

内閣府

・女性に対する暴力に関する社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開 に資する調査研究を実施する。

内閣府、関係府

・重大事件等の暴力被害について必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因 を分析し、的確に対応する。

警察庁、関係府 省

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

施策の基本的方向

配偶者からの暴力の被害者に対する支援等に当たっては、中核としての役割を担う都道府県と最も身 近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種の取組を効果的に実施する。

被害者支援については、相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携を核 としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る 各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶 者暴力防止法」という。) については、制度・運用の両面について、実態に即した見直しも含め取組の充 実・強化を図る。

ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

①関係施策の積極的な推進

・配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関す | 内閣府、警察 る基本的な方針(平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省一庁、法務省、 告示第1号) に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を積極 的に推進する。

厚生労働省、 関係府省

②関係機関・民間団体等との連携協力

- ・被害者の保護及び自立支援を図るため、被害者の保護及び自立支援に関する施策を所 管する関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊|庁、法務省、 密に連携しつつ取り組む。
- ・配偶者暴力防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針等を踏まえて、地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な 連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な 施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。

内閣府、警察 厚生労働省、 関係府省 内閣府、警察 庁、法務省、 厚生労働省、 関係府省

③地方公共団体の取組に対する支援

- ・都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援に係 るワンストップ・サービスの構築を推進するために必要な助言その他の援助を行う。
- ・自立支援プログラムの実施等、市町村を主体とした取組を促進する。
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画 の作成その他地方公共団体における関係施策の推進のために必要な助言その他の援助 を行う。

内閣府、警察 庁、法務省、 厚生労働省 内閣府 内閣府、警察 庁、法務省、 厚生労働省、 関係府省

④被害者に対する職務関係者の配慮の徹底

- ・被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身ともに傷ついている ことに留意し、不適切な対応により、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じるこ とのないよう配慮することを徹底する。
- ・配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人(在留資格の有無 を問わない。)や障害のある人も当然含まれていることに十分留意しつつ、その立場 に配慮することを徹底する。

内閣府、警察 **庁、法務省、** 厚生労働省、 関係府省 内閣府、警察 庁、法務省、 厚生労働省、 関係府省

イ 相談体制の充実

①配偶者暴力相談支援センターの取組

・配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安心と安全の確保、 受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。 また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できるよ う促す。

内閣府、厚生 労働省

②警察の取組

・警察においては、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、 女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被 害者が相談しやすい環境の整備に努める。

警察庁

③人権擁護機関の取組

・人権擁護機関においては、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電 | 法務省 話を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支 授センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言等を行い、暴力行為に 及んだ者等に対しては、これを止めるよう説示、啓発を行う。

④相談員等の研修の充実

・市町村における取組促進のため、現場ニーズに即した研修を実施するとともに、二次| 的被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・維持に向けた継 続的取組を促進する。

内閣府、厚生 労働省

・配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏 まえ、研修の充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努 める。

内閣府、厚生 労働省

ウ 被害者の保護及び自立支援

(1)被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進

・警察においては、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者へ の指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講 ずる。被害者に対しては、加害者の検挙の有無に関わらず、事案に応じて、必要な自 衛措置等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び 助言を行う。

警察庁

②暴力行為からの安全の確保

・配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策に努める。

内閣府、警察 庁、法務省、 厚生労働省 内閣府、警察 **庁、法務省、** 厚生労働省

・保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な対応 について配偶者暴力防止法の見直しを含めて検討する。

③医療関係者による早期発見の推進

・医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発し厚生労働省 見しやすい立場にあることから、医療関係者に対する研修の実施など、医療関係者に よる配偶者からの暴力の早期発見のための取組を促進する。

④一時保護

・婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、 民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護の実施を促す。

厚生労働省

・高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護 所の必要な環境改善を進める。

厚生労働省

⑤心身の健康回復への支援

・被害者は繰り返される暴力の中でPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱 えることも多く、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精 神的に不安定な状態にあるため、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心 理学的な援助を行うよう努める。

内閣府、厚生 労働省

⑥自立支援

・配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の自立支援のため、就業の促進、住 │ 内閣府、厚生 宅の確保、援護、医療保険・国民年命の手続き、同居する子どもの就学、住民基本台 帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行うとともに、事案 に応じて当該関係機関と連絡調整を行うよう徹底する。また、必要があれば、その他 の措置についても、各々の事情を踏まえ、事案に応じ講じるよう促す。

労働省、関係 府省

・配偶者からの暴力への対策として、被害者が自立して生活することに対する支援が重 │ 内閣府、厚生 要であることを踏まえ、就業の促進その他被害者の自立を支援するための施策等につ いて、一層促進する。

労働省、関係 府省

・被害者の居住の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営 住宅への優先入居や目的外使用の実施を促進する。

国十交诵省

⑦広域的な連携の推進

・地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題を含め、地 方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を進める。

内閣府、厚生 労働省

⑧加害者更生の取組

・加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、 更生のためのより的確な処遇の実施を検討する。また、社会内での加害者更生プログ ラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する。

内閣府、法務

エ 関連する問題への対応

①児童虐待への適切な対応

・児童虐待防止法において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童 に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることから、関係機関等 の連携を図りつつ、適切な対応に努める。

厚生労働省

②交際相手からの暴力への対応

・交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられるよう体 │ 内閣府、警察 制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴 わない人間関係を構築する観点からの若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の 充実を図る。

庁、文部科学 省、厚生労働 省、関係府省

③ストーカー行為等への厳正な対処等²

・被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動 を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー行為が重篤な被害につ ながりやすいことを考慮し、配偶者及び交際相手からの行為も含め、ストーカー行為 等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。) に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置 等を徹底する。

警察庁

・ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政 機関・団体との連携を強化して、効果的な被害者支援及び防犯対策を推進する。

警察庁

・被害者の立場に立ったより適切かつ適正な支援・相談、捜査活動が実施できるように 相談員や捜査員の意識の涵養、専門的能力の向上に努める。

警察庁

・どういう行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者も、つきまとい等があった場合は法の対象となり得ること等について、広報啓発をより一層推進する。

警察庁

3 性犯罪への対策の推進

施策の基本的方向

性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備するとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。

近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化するとともに、関係法令の見直し、効果的な再犯防止策等について検討する。

化するとともに、関係法令の見直し、効果的な特別的正束寺について検討する。				
具体的施策	担当府省			
ア 性犯罪への厳正な対処等				
①関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進	• .			
・女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸	警察庁、法務省			
規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の				
実現に努める。さらに、強姦罪の見直し(非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成				
要件の見直し等)など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。				
②性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成				
・性犯罪に一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深め	警察庁、法務省			
るとともに、捜査体制の充実を図る。全国の都道府県警察本部に設置している性犯罪				
捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で				
指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充を推進する。	·			
③性犯罪の潜在化防止に向けた取組				
・「性犯罪被害 110 番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性	警察庁			
犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推				
進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。				
④精神面の被害への適切な対応	.,			
・性犯罪等の被害者は、精神的にも大きなダメージを負い、PTSD(心的外傷後スト	警察庁、法務			
レス障害)等の疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関	省、関係府省			
係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握した上、事案に応じた適				
切な対応を図る。				
⑤各種の性犯罪への対応				
・痴漢事犯、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加	警察庁、国士交			
害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲	通省			
示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向				

上を図ること等痴漢防止対策を推進する。